

# 分類表

(サービス関連産業C)

⑦不動産事業

⑫運輸、郵便  
⑬金融、保険

⑰情報通信事業

⑱学術研究、専門・  
技術サービス

⑲上記以外のサー  
ビス

特定の事業に限定  
されないサービス

経済センサス - 活動調査『【11】調査票 (サービス関連産業C)』「17 サービス収入の内訳」欄の記入にあたっては、本冊子を参照してください。

## 17 サービス収入の内訳

- 第1面の⑩欄「①売上(収入)金額」の内訳について、『分類表』に記載している分類の中から売上(収入)金額が大きい分類(上位の10種類まで)を選び、その分類番号、サービスの種類及び売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)
- 金額で記入できない場合は、第1面の⑩欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)
- 第1面⑥欄「経営組織」が「法人でない団体」の場合は、記入不要です。

①	分類番号	サービスの種類	売上(収入)金額						又は割合(%)		
			千億	百億	十億	億	千万	百万		十万	万
1	-									0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入して
2	-									0,000	
3	-									0,000	
4	-									0,000	
5	-									0,000	
6	-									0,000	
7	-									0,000	

### キャンペーンサイトからの分類番号検索について

- 経済センサス - 活動調査 キャンペーンサイトでは、分類番号をキーワードから検索できるページを設けています。
- また、併せて『分類表』(PDFファイル)を掲載しています。  
PDFファイルは「Ctrl」+「F」で文字検索ができます。

**URL** <https://www.e-census2026.go.jp/>  
(経済センサス - 活動調査 キャンペーンサイト)

経済センサス 2026

検索

## 『分類表』（本冊子）の使い方

- 『分類表』は、会社及び法人の建設、サービス収入の種類を詳細に区分したうえ、それぞれのサービス収入の「分類番号」、「サービスの種類」及び「内容例示等」を掲載した冊子です。
- 『【11】 調査票（サービス関連産業C）』『17 サービス収入の内訳』欄の「分類番号」及び「サービスの種類」は、「11 事業別売上（収入）金額」欄のうちサービス関連産業（事業別内訳⑦、⑫、⑬、⑰～⑲）の内訳について、記入してください。
- 『分類表』（本冊子4～26ページの「分類番号」の上2桁は、「11 事業別売上（収入）金額」欄の事業別内訳の番号「⑦、⑫、⑬、⑰～⑲」に対応しています。  
なお、      の事業別内訳「⑦、⑫、⑬」については、一部のサービスのみ掲載していますので、本冊子に掲載のないサービスに係る収入については記入不要です。

### 【11 事業別売上（収入）金額】

事業別内訳	売上(収入)金額							又は割合(%)				
	千億	百億	十億	億	千万	百万	万		円			
① 農業、林業、漁業の収入								0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。			
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入								0,000				
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額								0,000				
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)								0,000				
⑤ 小売の商品販売額					3	0	0	0,000				
⑥ 建設事業の収入(完成工事高)								0,000				
⑦ 不動産事業の収入					8	2	4	0,000				
⑧ 物品賃貸事業の収入								0,000				
⑨ 飲食サービス事業の収入								0,000				
⑩ 医療、福祉事業の収入								0,000				
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入								0,000				
⑫ 運輸、郵便事業の収入								0,000				
⑬ 金融、保険事業の収入								0,000				
⑭ 宿泊事業の収入								0,000				
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入								0,000				
⑯ 教育、学習支援事業の収入								0,000				
⑰ 情報通信事業の収入					1	2	8	6		5	0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入										0,000		
⑲ 上記以外のサービス事業の収入										0,000		
合 計										⑩欄①の売上(収入)金額		
										1	0	0

①～⑤は、サービス関連産業ではないことから、17 欄の記入は不要です。

本冊子には、これらの事業別内訳の「分類番号」及び「サービスの種類」を掲載しています。

ただし、「18-44 食料品検査サービス」のうち、「食品衛生法に基づく食品検査」については、「分類番号」の上2桁と、「11 事業別売上（収入）金額」欄の事業別内訳の番号が対応しないため、本冊子 28 ページの記入例を参照してください。

## 『分類表』（本冊子）の使い方

- 『【11】 調査票（サービス関連産業C）』『17 サービス収入の内訳』欄の記入方法及び記入例は『調査票の記入のしかた』12～13 ページを参照し、内容例示等を参考に、それぞれ対応するページから「サービスの種類」及びそれに対応する「分類番号」を記入してください。

### 【17 サービス収入の内訳】

	分類番号	サービスの種類	売上(収入)金額						又は割合(%)			
			千億	百億	十億	億	千万	百万		万	円	
①	18-40	その他の土木・建築サービス(国内(民間)向け)					4	8	2	3	0,000	
②	18-37	建築設計及び建築設計関連サービス					3	8	3	4	0,000	
③	18-04	法務・会計サービス(一般消費者向け)					2	4	8	9	0,000	
④	18-11	事業者向けコンサルティング					1	7	1	9	0,000	
⑤	07-08	住宅賃貸サービス					8	2	4	0,000		

### 【分類表（抜粋）】

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上(収入)金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
著述・芸術作品の制作サービス		
事業者向けコンサルティング	18-11	経営コンサルティングなど、主として事業者に対して、課題に対する解決策の提案や助言、当該解決策の実行の支援などを行うサービス <b>【内容例示】</b> ○経営コンサルティング、戦略コンサルティング、業務コンサルティング、組織・人事コンサルティング、ITコンサルティング、広報に係るコンサルティング ×システムインテグレーション ⇒ 「17-15 ソフトウェアの受注制作サービス（組込みソフトウェアを除く）（元請）」、 「17-16 ソフトウェアの受注制作サービス（組込みソフトウェアを除く）（下請）」 ×科学技術コンサルティング ⇒ 「18-03 科学技術研究向け試験・分析サービス（科学技術コンサルティングを含む）」 ×建設コンサルタントサービス、補償コンサルタントサービス ⇒ 「18-39 その他の土木・建築サービス（国内（官公庁）向け）」、 「18-40 その他の土木・建築サービス（国内（民間）向け）」、 「18-41 その他の土木・建築サービス（国外向け）」 注：当該解決策を実行するサービスは、その実行するサービスの内容の分類に含まれます。

- 「特定の事業に限定されないサービス」の記入例は本冊子 29～30 ページを参照してください。
- 指定管理制度やPFI※などにより国、地方公共団体の代わりに公共施設の管理、運営、整備などを行っている場合は、それぞれ行っている事業に該当する「サービスの種類」を記入してください。  
 ※Private Finance Initiativeの略。民間の資金と経営能力・技術的能力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法

# 目 次

⑦、⑫、⑬、⑰～⑲は、調査票第1面「**11** 事業別売上（収入）金額」の事業別内訳の番号に対応しています。

## ⑦不動産事業

- ・不動産サービス…………… 4  
[住宅・建物・収納スペース・会議室等賃貸サービス、住宅管理サービス] …… 4  
[建物管理サービス、屋外広告スペース提供サービス] …… 5

## ⑫運輸、郵便

- ・運輸サービス [3PLサービス、荷捌き・こん包サービス] …… 5

## ⑬金融、保険

- ・金融サービス [課金・決済代行サービス] …… 5

## ⑰情報通信事業

- ・電気通信サービス…………… 6
- ・放送サービス…………… 7
- ・ソフトウェア、情報処理・提供サービス…………… 7
- ・インターネット附随サービス…………… 9  
[ウェブ情報検索・提供サービス、コンテンツ配信プラットフォームサービスなど]
- ・映像・音声・文字情報制作サービス…………… 11

## ⑱学術研究、専門・技術サービス

- ・研究開発サービス…………… 15
- ・専門サービス…………… 15  
[法務・会計、デザイン制作、事業者向けコンサルティング、不動産鑑定評価など]
- ・広告サービス…………… 18
- ・技術サービス…………… 20  
[獣医サービス、土木・建築サービス、機械設計サービス、プラントエンジニアリングなど]

## ⑲上記以外のサービス

- ・廃棄物処理サービス…………… 23
- ・自動車整備サービス…………… 23
- ・保守・修理サービス（衣服の保守・修理を除く）…………… 23
- ・職業紹介・労働者派遣サービス…………… 24
- ・その他の事業者向けサービス…………… 24  
[建物維持管理、警備、イベント企画・運営、コールセンターなど その他の事業者向けサービス]
- ・各種団体・組合における賦課金・会費収入…………… 26
- ・その他のサービス…………… 26  
[集会場賃貸サービス、卸売市場の市場使用料など]

## ○特定の事業に限定されないサービス

- ・商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス…………… 27
- ・寄付金、補助金、運営費交付金等…………… 27

## 参考

- 「18-44 食料品検査サービス」の記入例…………… 28
- 「特定の事業に限定されないサービス」の記入例…………… 29

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
不動産サービス		
不動産賃貸サービス		
住宅賃貸サービス	07-08	<p>住宅賃貸サービス ※旅館業法の許可を受けていない下宿サービスを含みます。 【内容例示】 ○学生寮を賃貸するサービス ×下宿サービス（旅館業法の許可を受けているもの） ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑭宿泊事業の収入」に該当</p>
非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）	07-09	<p>非住宅用建物又はスペースを賃貸するサービス （収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービス（時間又は日数単位で賃貸するもの）を除く。） 【内容例示】 ○事務所、店舗用建物・スペース賃貸 ○物流施設・スペース賃貸 ○シェアオフィス（月又は年単位で賃貸するもの） ×スポーツ施設提供 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当</p> <p>注：会議室・ホール等を時間又は日数単位で賃貸するサービスは、それぞれ以下のとおり分類する。 ×シェアオフィス、会議室賃貸 ⇒ 「07-10 収納スペース・会議室等賃貸サービス」 ×劇場式ホール賃貸 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×集会場、多目的ホール賃貸 ⇒ 「19-32 集会場賃貸サービス」</p>
収納スペース・会議室等賃貸サービス	07-10	<p>自己責任で管理することを条件に、荷物等を収納するスペースを賃貸するサービス、会議に用いられる部屋やスペース・ホール等を時間又は日数単位で賃貸するサービス 【内容例示】 ×貸金庫サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑬金融、保険事業の収入」に該当 ×コインロッカー提供サービス、荷物一時預かりサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×会議室・ホール等を月又は年単位で賃貸するサービス ⇒ 「07-09 非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）」</p> <p>注：会議室・ホール等を時間又は日数単位で賃貸するサービスは、それぞれ以下のとおり分類する。 ○シェアオフィス、会議室賃貸 ×劇場式ホール賃貸 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×集会場、多目的ホール賃貸 ⇒ 「19-32 集会場賃貸サービス」</p>
不動産管理サービス		
住宅管理サービス（賃貸住宅以外）	07-15	<p>住宅所有者（管理組合等を含む。）の委託を受けて、建物の保全業務等の管理を一括して行うサービス 【内容例示】 ×ハウスクリーニングサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×建物の清掃、保守、機器の運転を一括で請け負うサービス ⇒ 「19-20 ビルメンテナンスサービス」 ×建物の清掃のみを請け負うサービス（ハウスクリーニングサービスを除く。） ⇒ 「19-21 その他の建物維持管理サービス」</p>
住宅管理サービス（賃貸住宅）	07-16	<p>賃貸用住宅の所有者等の委託を受けて、不動産賃貸の経営業務あるいは建物の保全業務等の管理を一括して行うサービス 【内容例示】 ×ハウスクリーニングサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×建物の清掃、保守、機器の運転を一括で請け負うサービス ⇒ 「19-20 ビルメンテナンスサービス」 ×建物の清掃のみを請け負うサービス（ハウスクリーニングサービスを除く。） ⇒ 「19-21 その他の建物維持管理サービス」</p>

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
不動産管理サービス（続き）		
非住宅用建物管理サービス	07-17	<p>非住宅用建物所有者の委託を受けて、不動産賃貸の経營業務あるいは建物の保全業務等の管理を一括して行うサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>×ハウスクリーニングサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「15生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当</li> <li>×建物の清掃、保守、機器の運転を一括で請け負うサービス ⇒ 「19-20 ビルメンテナンスサービス」</li> <li>×建物の清掃のみを請け負うサービス（ハウスクリーニングサービスを除く。） ⇒ 「19-21 その他の建物維持管理サービス」</li> </ul>
屋外広告スペース提供サービス	07-19	<p>屋外の広告スペース（看板、横断幕、電柱、アドバルーンなど）を提供するサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○デジタルサイネージ、ポスター等の掲示場所の提供</li> <li>○チラシの設置場所の提供</li> <li>○アドカー、アドサイクル、広告用飛行船</li> <li>×駅、鉄道車両、バス停、バス、港、船舶、空港、航空機などの広告スペースの提供 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「12運輸、郵便事業の収入」に該当</li> </ul>
運輸サービス		
運輸附带サービス		
3PL（サードパーティ・ロジスティクス）サービス	12-30	<p>他者から委託を受けて、物流戦略の企画立案や物流システムの構築の提案を行い、かつ、それに伴う物流業務（商品等の入荷管理、保管管理、流通加工（包装、梱包）、出荷管理から商品等の輸送など）を包括的に受託し、実行するサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>×3PL（サードパーティ・ロジスティクス）サービスを提供する事業者が同サービスの一環として行わない道路貨物運送サービス、倉庫サービス、貨物利用運送サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「12運輸、郵便事業の収入」に該当</li> </ul>
荷捌き・こん包サービス	12-34	荷物の仕分、整理及びこん包を行うサービス
金融サービス		
課金・決済代行サービス	13-12	<p>主としてクレジットカードなど様々な決済事業者と加盟店との間に立ち、加盟契約、決済処理、入金手続、システム保守・管理などの業務を代行・一括提供するサービスを加盟店に提供するサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>×資金決済に関する法律に規定する前払式支払手段発行者が、決済手段を加盟店に利用させるサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「13金融、保険事業の収入」に該当</li> <li>×資金決済に関する法律に規定する為替取引を提供するサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「13金融、保険事業の収入」に該当</li> </ul>

⑫⑦ 運輸、不動産事業

⑬ 金融、保険

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
電気通信サービス		
固定音声伝送サービス	17-01	利用料（手数料等を含む。）を対価として提供される、固定回線による音声伝送サービス 【内容例示】 ×有線放送電話 ⇒ 「17-10 その他の音声・データ伝送サービス」
固定データ伝送サービス	17-02	利用料（手数料等を含む。）を対価として提供される、固定回線によるデータ伝送サービス（事業者向けネットワーク・専用サービス及び接続・共用・卸電気通信サービスに含まれるものを除く。） ※ISP（インターネット・サービス・プロバイダ）による固定回線向けに提供されるインターネット接続サービスを含みます。 【内容例示】 ×事業者向けネットワーク・専用サービス ⇒ 「17-05 事業者向けネットワーク・専用サービス」 ×接続・共用・卸電気通信サービス ⇒ 「17-06 国内電気通信事業者向け接続・共用・卸電気通信サービス」、 「17-07 国外電気通信事業者向け接続・共用・卸電気通信サービス」
移動音声伝送サービス	17-03	利用料（手数料等を含む。）を対価として提供される、モバイル回線による音声伝送サービス
移動データ伝送サービス	17-04	利用料（手数料等を含む。）を対価として提供される、モバイル回線によるデータ伝送サービス（接続・共用・卸電気通信サービスに含まれるものを除く。） ※ISP（インターネット・サービス・プロバイダ）によるモバイル回線向けに提供されるインターネット接続サービスを含みます。 【内容例示】 ×接続・共用・卸電気通信サービス ⇒ 「17-06 国内電気通信事業者向け接続・共用・卸電気通信サービス」、 「17-07 国外電気通信事業者向け接続・共用・卸電気通信サービス」
事業者向けネットワーク・専用サービス	17-05	仮想閉域網を設定したネットワークを用い、又は電気通信設備を他人に専用させること等により、主として事業者向けに提供する固定電気通信サービス 【内容例示】 ○IP-VPNサービス、広域イーサネットサービス、専用サービス
接続・共用・卸電気通信サービス		
国内電気通信事業者向け接続・共用・卸電気通信サービス	17-06	国内の電気通信事業者向けに提供される、電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信サービス
国外電気通信事業者向け接続・共用・卸電気通信サービス	17-07	国外の電気通信事業者向けに提供される、電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信サービス
サーバーハウジングサービス	17-08	サーバー設置スペースを顧客に貸し出し、顧客のサーバーのインターネットへの接続や保守・運用サービスなどを提供するサービス
ICT機器・設備共用サービス	17-09	所有するサーバーを顧客に貸し出し、当該サーバーのインターネットへの接続や保守・運用サービスなどを提供するサービス、ネットワークを利用し、データセンターにおけるサーバー、ストレージ等の機器・設備を他の利用者との共用で提供するサービスのうち、システム・アプリケーションの構築等の基盤となる機能を提供するサービス 【内容例示】 ○サーバーホスティングサービス、IaaS、PaaS
その他の音声・データ伝送サービス	17-10	その他の音声・データ伝送サービス 【内容例示】 ○電気通信事業法に基づく電報サービス ○有線放送電話、IX（インターネット・エクスチェンジ）によるサービス ○権威DNS（ドメイン・ネーム・システム）サーバによるサービス ×電報類似サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「12 運輸、郵便事業の収入」に該当
電気通信附帯サービス	17-11	電気通信附帯サービス 【内容例示】 ○MCA（マルチ・チャンネル・アクセス）無線サービス ○携帯電話ショップの業務受託手数料 ×携帯電話の販売代金 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「4 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」又は「5 小売の商品販売額」に該当

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
放送サービス		
テレビ・ラジオの放送・配信サービス（視聴料・聴取料収入）	17-12	地上波放送事業者、衛星放送事業者、ケーブルテレビ事業者（IPマルチキャスト放送を行う事業者を含む。）及びインターネットテレビ事業者が、視聴者からの利用料（入会費等を含む。）を対価としてテレビ番組を放送・配信し、視聴させるサービス、 無線ラジオ事業者、有線ラジオ事業者及びインターネットラジオ放送事業者が、利用料（入会費等を含む。）を対価としてラジオ番組を放送・配信し、聴取させるサービス 【内容例示】 ○有線音楽放送、衛星音楽放送 ×ビデオオンデマンド方式による視聴サービスの視聴料収入、 オーディオオンデマンド方式による聴取サービスの聴取料収入 ⇒ 「17-36 コンテンツ配信プラットフォームサービス（ICTアプリケーション共用サービスを除く、広告以外の収入）」 ×テレビ番組の制作サービス ⇒ 「17-43 テレビ番組の制作サービス（外部委託分）」、 「17-44 テレビ番組の制作サービス（自主制作分）」
テレビ・ラジオの放送・配信サービス（広告収入）	17-13	地上波放送事業者、衛星放送事業者、ケーブルテレビ事業者（IPマルチキャスト放送を行う事業者を含む。）及びインターネットテレビ事業者が、広告主の求めに応じて、タイム（番組）CM等を伴うテレビ番組・スポットCMを放送するサービス及び放送枠・配信枠を販売するサービス、 無線ラジオ事業者、有線ラジオ事業者及びインターネットラジオ放送事業者が、広告主の求めに応じて、タイム（番組）CM等を伴うラジオ番組・スポットCMを放送・配信するサービス及び放送・配信枠を販売するサービス 【内容例示】 ○ネット番組・ローカル番組・スポットCM・持ち込み番組のテレビ・ラジオ放送 ×ビデオオンデマンド方式による視聴サービスの広告収入、 オーディオオンデマンド方式による聴取サービスの広告収入 ⇒ 「17-35 コンテンツ配信プラットフォームサービス（ICTアプリケーション共用サービスを除く、広告収入）」 ×テレビ番組の制作サービス ⇒ 「17-43 テレビ番組の制作サービス（外部委託分）」、 「17-44 テレビ番組の制作サービス（自主制作分）」
放送附帯サービス	17-14	放送附帯サービス 【内容例示】 ○B-CASカード、ACASチップ等による限定受信システム提供サービス、マスター業務などの放送技術提供サービス、放送衛星などの基幹放送局提供サービス、衛星事業者による放送に対する電気通信設備提供サービス、有料放送管理業務（これに密接に関連する業務含む。）提供サービス
ソフトウェア、情報処理・提供サービス		
ソフトウェアの受注制作サービス（組込みソフトウェアを除く）		
ソフトウェアの受注制作サービス（組込みソフトウェアを除く）（元請）	17-15	他者からの委託（元請）により、ソフトウェア（組込みソフトウェアを除く。）を制作するサービス 【内容例示】 ○システムインテグレーションサービス ×組込みソフトウェア ⇒ 「17-17 組込みソフトウェアの受注制作サービス（元請）」
ソフトウェアの受注制作サービス（組込みソフトウェアを除く）（下請）	17-16	他者からの委託（下請）により、ソフトウェア（組込みソフトウェアを除く。）を制作するサービス 【内容例示】 ○システムインテグレーションサービス ×組込みソフトウェア ⇒ 「17-18 組込みソフトウェアの受注制作サービス（下請）」
組込みソフトウェアの受注制作サービス		
組込みソフトウェアの受注制作サービス（元請）	17-17	他者からの委託（元請）により、情報通信機械器具、輸送用機械器具、家庭用電気製品等の機器の機能を実現するために組み込まれたソフトウェアを制作するサービス ※業務用ゲームソフトを含みます。
組込みソフトウェアの受注制作サービス（下請）	17-18	他者からの委託（下請）により、情報通信機械器具、輸送用機械器具、家庭用電気製品等の機器の機能を実現するために組み込まれたソフトウェアを制作するサービス ※業務用ゲームソフトを含みます。

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
事業用パッケージソフトウェア		
事業用パッケージソフトウェア（情報記録物）	17-19	<p>不特定多数のユーザーを対象とし、かつ、主として事業用に開発・販売されたパッケージソフトウェアで、CD、DVD等の情報記録物に記録されたもの</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業用ワープロソフト、事業用表計算ソフト、事業用グラフィックソフト、財務管理ソフト、給与計算ソフト</li> <li>○事業用オペレーティングシステムソフトウェア、事業用ミドルウェア、事業用アンチウイルスソフト</li> <li>×事業用ソフトの情報記録物の複製、ソフトウェアDVDの複製 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「③製造品の出荷額・加工賃収入額」に該当</li> </ul>
事業用パッケージソフトウェア（配信用）	17-20	<p>不特定多数のユーザーを対象とし、かつ、主として事業用に開発・販売されたパッケージソフトウェアで、オンライン配信用に作成されたもの</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業用ワープロソフト、事業用表計算ソフト、事業用グラフィックソフト、財務管理ソフト、給与計算ソフト</li> <li>○事業用オペレーティングシステムソフトウェア、事業用ミドルウェア、事業用アンチウイルスソフト</li> </ul>
家庭用ソフトウェア（ゲームソフトウェアを除く）		
家庭用ソフトウェア（ゲームソフトウェアを除く）（情報記録物）	17-21	<p>不特定多数のユーザーを対象とし、かつ、主として家庭用に開発・販売されたパッケージソフトウェア（ゲームソフトウェアを除く。）で、CD、DVD等の情報記録物に記録されたもの</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭用ワープロソフト、家庭用表計算ソフト、家計簿ソフト、はがき作成ソフト</li> <li>○家庭用オペレーションシステムソフトウェア、家庭用ミドルウェア、家庭用アンチウイルスソフト</li> <li>×ゲームソフトウェア（情報記録物） ⇒ 「17-23 ゲームソフトウェア（情報記録物）」</li> <li>×プレインストール版の家庭用ソフトウェア ⇒ 「17-25 ソフトウェアの使用許諾サービス（エンドユーザー向けを除く）」</li> <li>×家庭用ソフトの情報記録物の複製、ソフトウェアDVDの複製 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「③製造品の出荷額・加工賃収入額」に該当</li> </ul>
家庭用ソフトウェア（ゲームソフトウェアを除く）（配信用）	17-22	<p>不特定多数のユーザーを対象とし、かつ、主として家庭用に開発・販売されたパッケージソフトウェア（ゲームソフトウェアを除く。）で、オンライン配信用に作成されたもの</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭用ワープロソフト、家庭用表計算ソフト、家計簿ソフト、はがき作成ソフト</li> <li>○家庭用オペレーションシステムソフトウェア、家庭用ミドルウェア、家庭用アンチウイルスソフト</li> <li>×ゲームソフトウェア（配信用） ⇒ 「17-24 ゲームソフトウェア（配信用）」</li> </ul>
ゲームソフトウェア		
ゲームソフトウェア（情報記録物）	17-23	<p>不特定多数のユーザーを対象とし、家庭用ゲーム機用、パソコン用、携帯用のゲームソフトウェアとして開発・販売されるゲームソフトウェアのうち、CD、DVD等の情報記録物に記録されたもの</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>×業務用ゲームソフトウェア ⇒ 「17-17 組込みソフトウェアの受注制作サービス（元請）」、「17-18 組込みソフトウェアの受注制作サービス（下請）」</li> <li>×ゲーム用DVDの複製 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「③製造品の出荷額・加工賃収入額」に該当</li> </ul>
ゲームソフトウェア（配信用）	17-24	<p>不特定多数のユーザーを対象とし、家庭用ゲーム機用、パソコン用、携帯用のゲームソフトウェアとして開発・販売されるゲームソフトウェアのうち、オンライン配信用に作成されたもの</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>×業務用ゲームソフトウェア ⇒ 「17-17 組込みソフトウェアの受注制作サービス（元請）」、「17-18 組込みソフトウェアの受注制作サービス（下請）」</li> </ul>
ソフトウェアの使用許諾サービス（エンドユーザー向けを除く）	17-25	<p>著作権法により保護されるソフトウェア（プログラム）の複製、配信、改良、再販、貸与等を事業者及び販売者に対して許諾するサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○リース事業に供されるソフトウェアの使用許諾、パソコンにプレインストールされるソフトウェアの使用許諾</li> <li>×著作権管理事業者が行う著作権等管理サービス ⇒ 「18-21 著作権等管理サービス、知的財産権等の取引サービス」</li> </ul>

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
受注ソフトウェアに係る保守・運用サービス	17-26	受注制作により作成されたソフトウェアに係る保守サービス ※技術サポートやユーザートレーニングなどのアフターサービス、ソフトウェアのアップグレードサービスを含みます。 【内容例示】 ○事業用パッケージソフトウェアの保守・導入指導
情報処理・提供サービス		
情報処理サービス（他に分類されるものを除く）	17-27	外部からの委託により行う情報処理業務（データエントリーなど）や学術研究における分析代行処理業務などのサービス 【内容例示】 ×情報提供サービス ⇒ 「17-28 情報提供サービス」 ×市場調査・世論調査・社会調査サービス ⇒ 「17-29 市場調査・世論調査・社会調査サービス」
情報提供サービス	17-28	各種のデータを収集・加工・蓄積し、情報として提供するサービス 【内容例示】 ○データベースサービス（不動産情報、交通運輸情報、気象情報、科学技術情報など） ×市場調査・世論調査・社会調査サービス ⇒ 「17-29 市場調査・世論調査・社会調査サービス」 ×ウェブ情報検索サービス ⇒ 「17-31 ウェブ情報検索・提供サービス（広告収入）」、「17-32 ウェブ情報検索・提供サービス（広告以外の収入）」 ×ニュース供給サービス ⇒ 「17-72 ニュース供給サービス」
市場調査・世論調査・社会調査サービス	17-29	企業や官公庁からの委託による市場調査・世論調査・社会調査の実施、経済・社会一般に関するシンクタンク業務などを行うサービス 【内容例示】 ×経営コンサルティングなど主として事業者に対して、課題に対する解決策の提案や助言、当該解決策の実行の支援などを行うサービス ⇒ 「18-11 事業者向けコンサルティング」
システム等管理運営サービス	17-30	ユーザーの情報処理システム、ネットワーク、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス
インターネット附随サービス		
ウェブ情報検索・提供サービス		
ウェブ情報検索・提供サービス（広告収入）	17-31	インターネットを通じてウェブ情報の検索エンジンや各種ウェブ情報を提供するサービスのうち、事業者からの広告収入によるもの 【内容例示】 ○ウェブ情報検索サイト、ポータルサイト等が提供するサービスの広告収入 ×インターネットショッピングサイトなどのマッチングプラットフォームが提供するサービスの広告収入 ⇒ 「17-33 マーケットプレイス提供サービス（広告収入）」 ×データベースサービス（不動産情報、交通運輸情報、気象情報、科学技術情報など） ⇒ 「17-28 情報提供サービス」 ×市場調査・世論調査・社会調査サービス ⇒ 「17-29 市場調査・世論調査・社会調査サービス」 ×ニュース供給サービス ⇒ 「17-72 ニュース供給サービス」
ウェブ情報検索・提供サービス（広告以外の収入）	17-32	インターネットを通じてウェブ情報の検索エンジンや各種ウェブ情報を提供するサービスのうち、広告以外の収入（利用者からの利用料収入、事業者からの手数料収入など）によるもの 【内容例示】 ○ウェブ情報検索サイト、ポータルサイト等が提供するサービスの広告以外の収入 ×インターネットショッピングサイトなどのマッチングプラットフォームが提供するサービスの広告以外の収入 ⇒ 「17-34 マーケットプレイス提供サービス（広告以外の収入）」 ×データベースサービス（不動産情報、交通運輸情報、気象情報、科学技術情報など） ⇒ 「17-28 情報提供サービス」 ×市場調査・世論調査・社会調査サービス ⇒ 「17-29 市場調査・世論調査・社会調査サービス」 ×ニュース供給サービス ⇒ 「17-72 ニュース供給サービス」

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
マーケットプレイス提供サービス		
マーケットプレイス提供サービス（広告収入）	17-33	<p>インターネットを通じて、法人間、法人・個人間及び個人間の財・サービスの取引を仲介するシステムを提供するサービスのうち、事業者からの広告収入によるもの</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネットショッピングサイト、インターネットオークションサイト、空間・移動・モノ・スキル・お金などのマッチングプラットフォームが提供するサービスのうち広告収入によるもの</li> <li>×貸金業法等の登録を受けた事業者が提供するクラウドファンディング ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑬金融、保険事業の収入」に該当</li> <li>×旅行業法等の登録を受けた事業者が提供するインターネットを利用した各種旅行サービスのうち事業者からの広告収入によるもの ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当</li> </ul>
マーケットプレイス提供サービス（広告以外の収入）	17-34	<p>インターネットを通じて、財及びサービスの取引を仲介するシステムを提供するサービスのうち、会費又は手数料収入によるもの</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネットショッピングサイト、インターネットオークションサイト、空間・移動・モノ・スキル・お金などのマッチングプラットフォームが提供するサービスのうち会費又は手数料収入によるもの</li> <li>×貸金業法等の登録を受けた事業者が提供するクラウドファンディング ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑬金融、保険事業の収入」に該当</li> <li>×旅行業法等の登録を受けた事業者が提供するインターネットを利用した各種旅行サービスのうち手数料収入によるもの ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当</li> <li>×旅館・ホテル等が自社で提供するインターネットを利用した宿泊予約サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑭宿泊事業の収入」に該当</li> <li>×小売店が自社で提供するインターネットを利用した販売サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑤小売の商品販売額」に該当</li> </ul>
コンテンツ配信プラットフォームサービス（ICTアプリケーション共用サービスを除く）		
コンテンツ配信プラットフォームサービス（ICTアプリケーション共用サービスを除く、広告収入）	17-35	<p>デジタルコンテンツの配信プラットフォームを構築し、ネットワーク経由で提供・配信するサービスのうち、事業者からの広告収入によるもの</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○動画配信サイト、音楽配信サイト、ゲームソフト配信サイト（ゲームストリーミングサービスを除く）、電子書籍配信サイトの広告収入</li> <li>×SaaS、ASP ⇒ 「17-37 事業用ICTアプリケーション共用サービス」、 「17-38 家庭用ICTアプリケーション共用サービス（ゲームアプリケーションを除く）」</li> </ul>
コンテンツ配信プラットフォームサービス（ICTアプリケーション共用サービスを除く、広告以外の収入）	17-36	<p>デジタルコンテンツの配信プラットフォームを構築し、ネットワーク経由で提供・配信するサービスのうち、広告収入以外（利用者からの利用料収入、アプリケーション・コンテンツ提供者からの手数料収入など）によるもの</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○動画配信サイト、音楽配信サイト、ゲームソフト配信サイト（ゲームストリーミングサービスを除く）、電子書籍配信サイトの広告以外の収入</li> <li>×SaaS、ASP ⇒ 「17-37 事業用ICTアプリケーション共用サービス」、 「17-38 家庭用ICTアプリケーション共用サービス（ゲームアプリケーションを除く）」</li> </ul>
ICTアプリケーション共用サービス		
事業用ICTアプリケーション共用サービス	17-37	<p>ネットワークを利用し、データセンターにおけるサーバー、ストレージ等の機器・設備を他の利用者と共用で提供するサービスのうち、事業用のアプリケーションを提供するサービス ※自社で開発を行っているものを含みます。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業用のSaaS、ASP</li> <li>○事業用のSaaSを利用するためのライセンスの提供サービス</li> <li>○クラウドを用いたグループウェアの提供サービス</li> </ul>

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
ICTアプリケーション共用サービス（続き）		
家庭用ICTアプリケーション共用サービス（ゲームアプリケーションを除く）	17-38	ネットワークを利用し、データセンターにおけるサーバー、ストレージ等の機器・設備を他の利用者と共用で提供するサービスのうち、家庭用のアプリケーション（ゲームアプリケーションを除く。）を提供するサービス 【内容例示】 ○家庭用のSaaS、ASP
ゲームアプリケーション共用サービス	17-39	ネットワークを利用し、データセンターにおけるサーバー、ストレージ等の機器・設備を他の利用者と共用で提供するサービスのうち、ゲームアプリケーションを提供するサービス 【内容例示】 ○ゲームストリーミングサービス
その他のインターネット関連サービス	17-40	その他のインターネット関連サービス 【内容例示】 ○電子認証サービス ○情報ネットワーク・セキュリティ・サービス ○ドメイン名登録・管理サービス ○データリカバリサービス、コンピュータフォレンジックサービス ×権威DNSサーバーが提供するサービス ⇒ 「17-10 その他の音声・データ伝送サービス」
映像・音声・文字情報制作サービス		
映像制作サービス		
映画の制作・配給サービス（受託制作を除く）	17-41	映画を制作し、映画館等に配給するサービス、 他社が作成した映画を買い付け映画館等に配給するサービス 【内容例示】 ×映画の受託制作 ⇒ 「17-42 映画の受託制作サービス」
映画の受託制作サービス	17-42	外部からの委託を受けて映画を制作し、又は映画制作に係る技術業務を行うサービス 【内容例示】 ×テレビ用映画 ⇒ 「17-43 テレビ番組の制作サービス（外部委託分）」
テレビ番組の制作サービス（外部委託分）	17-43	外部からの委託を受けてテレビ番組（テレビコマーシャルを除く。）を制作し、又はテレビ番組制作に係る技術業務を行うサービス 【内容例示】 ○ケーブルテレビ番組の制作 ×テレビコマーシャルの制作 ⇒ 「17-45 テレビコマーシャル、その他の動画広告・映像の制作サービス」 ×海外テレビドラマ等の他者が制作したテレビ番組の配給 ⇒ 「17-49 映像著作権の使用許諾サービス（テレビ）」
テレビ番組の制作サービス（自主制作分）	17-44	テレビ番組（テレビコマーシャルを除く。）を自主制作し、テレビ局等に配給、又はテレビ番組制作に係る技術業務を行うサービス 【内容例示】 ○ケーブルテレビ番組の制作 ×テレビコマーシャルの制作 ⇒ 「17-45 テレビコマーシャル、その他の動画広告・映像の制作サービス」 ×海外テレビドラマ等の他者が制作したテレビ番組の配給 ⇒ 「17-49 映像著作権の使用許諾サービス（テレビ）」
テレビコマーシャル、その他の動画広告・映像の制作サービス	17-45	外部からの委託を受けてテレビCM、劇場広告、インターネット広告、屋外広告などに使用される動画広告を制作するサービス、 その他の映像制作サービス 【内容例示】 ○外部からの委託を受けてビデオ（DVD）用映像、インターネット配信映像その他の映像著作物（企業や官公庁等のPRビデオ、博物館などの上映を行わない資料映像等を含む。）を制作し、又は映像制作に係る技術業務を行うサービス ○テレビ番組用美術セット制作サービス ×映画・テレビ等の小道具を制作し納品する事業 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「③製造品の出荷額・加工賃収入額」に該当

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
映像ソフト		
映像ソフト（情報記録物）	17-46	販売するために制作・複製された映像ソフトのうち、DVDなどの情報記録物に記録されたもの 【内容例示】 ×映像DVDの複製、ブルーレイディスクの複製 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】 第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「③製造品の出荷額・加工賃収入額」に該当
映像ソフト（配信用）	17-47	販売するために制作・複製された映像ソフトのうち、オンライン配信用のもの
映像著作権の使用許諾サービス		
映像著作権の使用許諾サービス（映画）	17-48	映画の映像作品（自らが著作権を有するものに限る。）を使用する権利を第三者に対して許諾するサービス 【内容例示】 ○海外映画等の他社が制作した映画を買い付け、テレビ局等に配給するサービス ×ビデオグラム化以外の商品化に伴う映像著作権の使用許諾サービス ⇒ 「20-01 商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス」
映像著作権の使用許諾サービス（テレビ）	17-49	テレビ番組の映像作品（自らが著作権を有するものに限る。）を使用する権利を第三者に対して許諾するサービス 【内容例示】 ○海外ドラマ等の他社が制作したテレビ番組を買い付け、テレビ局等に配給するサービス ×スポーツの試合をテレビ、有線テレビ又はインターネットで放送・配信する権利を第三者に対して許諾するサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×ビデオグラム化以外の商品化に伴う映像著作権の使用許諾サービス ⇒ 「20-01 商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス」
映像著作権の使用許諾サービス（その他）	17-50	映画・テレビ以外の映像作品（自らが著作権を有するものに限る。）を使用する権利を第三者に対して許諾するサービス 【内容例示】 ○他社が制作した映画・テレビ番組以外の映像作品を買い付け、テレビ局等に配給するサービス ×スポーツの試合をテレビ、有線テレビ又はインターネットで放送・配信する権利を第三者に対して許諾するサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当 ×ビデオグラム化以外の商品化に伴う映像著作権の使用許諾サービス ⇒ 「20-01 商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス」
音楽ソフト		
音楽ソフト（情報記録物）（邦楽）	17-51	販売するために制作・複製された邦楽の音楽、音響、音声及び音楽ビデオのうち、CD、DVDなどの情報記録物に記録したもの 【内容例示】 ×音楽CDの複製、レコードの複製、音楽テープの複製 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「③製造品の出荷額・加工賃収入額」に該当
音楽ソフト（情報記録物）（邦楽以外）	17-52	販売するために制作・複製された邦楽以外の音楽、音響、音声及び音楽ビデオのうち、CD、DVDなどの情報記録物に記録したもの 【内容例示】 ×音楽CDの複製、レコードの複製、音楽テープの複製 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「③製造品の出荷額・加工賃収入額」に該当
音楽ソフト（配信用）（邦楽）	17-53	販売するために制作された邦楽の音楽、音響、音声及び音楽ビデオのうち、オンライン配信用のもの
音楽ソフト（配信用）（邦楽以外）	17-54	販売するために制作された邦楽以外の音楽、音響、音声及び音楽ビデオのうち、オンライン配信用のもの

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
音楽・音声著作権、同著作隣接権の使用許諾サービス	17-55	<p>著作者（作詞家、作曲家等）又は著作権者が保有する音楽・音声著作物の著作権の使用を第三者に対して許諾するサービス、            著作隣接権者（実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者）が保有する音楽・音声著作物の著作隣接権の使用を第三者に対して許諾するサービス            ※販売用音楽ソフトの制作・複製に伴う音楽・音声著作権の使用許諾サービスを含みます。</p> <p>【内容例示】            ×音楽ソフト以外の商品化に伴う音楽・音声著作権の使用許諾サービス ⇒ 「20-01 商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス」            ×著作権管理事業者が行う著作権等管理サービス ⇒ 「18-21 著作権等管理サービス、知的財産権等の取引サービス」</p>
その他の音声情報制作サービス	17-56	<p>外部から委託を受けてラジオ番組・ラジオCMを制作するサービス（タイムCM・スポットCMを含む。）、            音声情報制作サービスのうち、他に分類されないもの            ※外部からの委託を受けて鉄道業における車内自動放送や駅ホームの発車メロディ、携帯電話の着信メロディ、店内BGMなどの業務用の音声情報を作成するサービスを含みます。</p>
新聞		
紙媒体の新聞（購読料収入）	17-57	<p>一般紙、スポーツ紙、専門・業界紙など定期的かつ不特定多数に発行する紙媒体の新聞の購読料収入            【内容例示】            ×紙媒体の新聞による収入のうち、広告収入 ⇒ 「17-58 紙媒体の新聞（広告収入）」            ×新聞販売店、新聞取次店 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑤小売の商品販売額」に該当</p>
紙媒体の新聞（広告収入）	17-58	新聞社等が発行する紙媒体の新聞による収入のうち、広告収入によるもの
新聞電子版（購読料収入）	17-59	ウェブサイト上又はオンラインで配信される新聞による収入のうち、購読料収入によるもの
新聞電子版（広告収入）	17-60	ウェブサイト上又はオンラインで配信される新聞による収入のうち、広告収入によるもの
新聞・ニュースに係る著作権の使用許諾サービス	17-61	<p>新聞・ニュースに係る著作権の使用を許諾するサービス            【内容例示】            ○新聞・ニュースの複製の許諾、他の著作物内での新聞・ニュース使用の許諾            ×他者に新聞、テレビ、ラジオ、ニュースサイト等で掲載又は放送するためのニュースを著作権の使用許諾と併せて供給するサービス ⇒ 「17-72 ニュース供給サービス」            ×著作権管理事業者が行う著作権等管理サービス ⇒ 「18-21 著作権等管理サービス、知的財産権等の取引サービス」</p>
出版物		
紙媒体の雑誌（購読料収入）	17-62	出版社等が発行する紙媒体の雑誌による収入のうち、購読料収入によるもの
紙媒体の雑誌（広告収入）	17-63	出版社等が発行する紙媒体の雑誌による収入のうち、広告収入によるもの
雑誌電子版（購読料収入）	17-64	出版社等がウェブサイト上又はオンラインで配信する雑誌による収入のうち、購読料収入によるもの
雑誌電子版（広告収入）	17-65	出版社等がウェブサイト上又はオンラインで配信する雑誌による収入のうち、広告収入によるもの
紙媒体の書籍	17-66	<p>出版社等が発行する紙媒体の書籍            【内容例示】            ×書籍の印刷 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「③製造品の出荷額・加工賃収入額」に該当</p>
電子書籍	17-67	出版社等がウェブサイト上又はオンラインで配信する書籍

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
出版物（続き）		
その他の出版物（購読料収入）	17-68	雑誌、書籍、フリーペーパー・フリーマガジンに分類されないその他の出版物（楽譜、塗り絵、パターンなど紙媒体のもの）による収入のうち、購読料収入によるもの
その他の出版物（広告収入）	17-69	雑誌、書籍に分類されないその他の出版物（フリーペーパー・フリーマガジン、電話帳などの紙媒体のもの）による収入のうち、広告収入によるもの
雑誌・その他の編集出版物に係る著作権の使用許諾サービス	17-70	雑誌及び事典などの編集された出版物に係る著作権の使用を許諾するサービス 【内容例示】 ×著作権管理事業者が行う著作権等管理サービス ⇒ 「18-21 著作権等管理サービス、知的財産権等の取引サービス」
広告制作サービス（他に分類されるものを除く）	17-71	外部からの委託を受けて広告に関する素材（店頭広告用のポスター、商品PRや販売促進用の物品など）の企画・制作を行うサービス 【内容例示】 ×テレビコマーシャル及びその他の動画広告の制作サービス ⇒ 「17-45 テレビコマーシャル、その他の動画広告・映像の制作サービス」 ×ラジオコマーシャル制作サービス ⇒ 「17-56 その他の音声情報制作サービス」 ×デザインサービス ⇒ 「18-07 デザイン制作サービス」 ×ポスターの印刷 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「③製造品の出荷額・加工賃収入額」に該当
ニュース供給サービス	17-72	他者に新聞、テレビ、ラジオ、ニュースサイト等で掲載又は放送するためのニュースを供給するサービス ※著作権の使用許諾と併せて行われるニュースの供給を含みます。 【内容例示】 ○通信社によるニュース供給、フリーランサーによるニュース供給、新聞社等によるニュース供給
映像・音声・文字情報制作支援サービス	17-73	映像・音声・文字情報制作における制作準備（プリプロダクション）及び編集作業（ポストプロダクション）を提供するサービスのうち、他に分類されないもの 【内容例示】 ○出演者あっせんサービス、ロケーション・ハンティングサービス、デジタル合成・加工サービス、字幕・吹替制作サービス、マルチオーディオサービス

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
研究開発サービス		
受託研究開発サービス	18-01	事業者からの受託により、研究開発を行うサービス
専門サービス		
産業財産権等（商標を除く）の使用許諾サービス	18-02	産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権）のほか、回路配置利用権、育成者権、技術情報等の使用を許諾するサービス 【内容例示】 ×デザインの使用許諾サービス ⇒ 「18-08 デザインの使用許諾サービス」 ×商標権の使用を許諾するサービス（フランチャイズに関連するものを除く） ⇒ 「20-01 商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス」 ×フランチャイズ運営サービスの対価としてのロイヤリティ等と不可分である場合 ⇒ 「18-12 フランチャイズ運営サービス（関連する商標の使用許諾サービスを含む）」 ×著作権管理事業者が行う著作権等管理サービス ⇒ 「18-21 著作権等管理サービス、知的財産権等の取引サービス」
科学技術研究向け試験・分析サービス（科学技術コンサルティングを含む）	18-03	科学技術研究向けに試験・分析を行うサービス、科学技術研究に係るコンサルティング・技術指導を行うサービス ※治験、実験や試験の受託サービスを含みます。 【内容例示】 ×人体から排出され又は採取された検体について検査を行うサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑩医療、福祉事業の収入」に該当 ×衛生検査 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑩医療、福祉事業の収入」に該当 ×食品検査以外の各種商品の検査、検定、品質管理を行うサービス ⇒ 「18-43 商品検査・非破壊検査サービス（食品検査を除く）」 ×食品衛生法に基づく食品検査 ⇒ 「18-44 食料品検査サービス」 ×大気・水質・土壌の濃度、騒音・振動レベルなどを計量し、証明するサービス ⇒ 「18-46 環境計量証明サービス」
法務・会計サービス		
法務・会計サービス（一般消費者向け）	18-04	一般消費者の依頼を受けて行う法務・会計サービス 【内容例示】 ○弁護士又は弁護士法人が行う法律サービス ○公証人サービス、特許事務、司法書士サービス、行政書士サービス、会計・税務サービス、社会保険労務士サービス、土地家屋調査士サービス
法務・会計サービス（事業者向け）	18-05	事業者の依頼を受けて行う法務・会計サービス 【内容例示】 ○弁護士又は弁護士法人が行う法律サービス ○公証人サービス、特許事務、司法書士サービス、行政書士サービス、会計・税務サービス、社会保険労務士サービス、土地家屋調査士サービス
法務・会計サービス（海外向け）	18-06	海外の一般消費者又は事業者の依頼を受けて行う法務・会計サービス 【内容例示】 ○弁護士又は弁護士法人が行う法律サービス ○公証人サービス、特許事務、司法書士サービス、行政書士サービス、会計・税務サービス、社会保険労務士サービス、土地家屋調査士サービス
デザイン制作・使用許諾サービス		
デザイン制作サービス	18-07	事業者からの受託によりデザインするサービス
デザインの使用許諾サービス	18-08	デザインに関する知的財産の使用を許諾するサービス 【内容例示】 ×著作権管理事業者が行う著作権等管理サービス ⇒ 「18-21 著作権等管理サービス、知的財産権等の取引サービス」

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
著述・芸術作品の制作サービス		
著述・芸術作品の制作サービス	18-09	他者からの受託により、著述・芸術作品を作成するサービス 【内容例示】 ○著作権の譲渡などの対価として支払われる原稿料収入、印税（ロイヤリティ）収入 ×著作権使用料としての原稿料収入、印税（ロイヤリティ）収入 ⇒ 「18-10 著述・芸術作品に係る著作権の使用許諾サービス」
著述・芸術作品に係る著作権の使用許諾サービス	18-10	著述家・芸術家又は出版社などの事業者が著作権を保有する著述・芸術作品に係る著作権の使用を許諾するサービス 【内容例示】 ○著作権使用料としての原稿料収入、印税（ロイヤリティ）収入 ×作詞家、作曲家等が保有する音楽・音声著作権の使用を許諾するサービス ⇒ 「17-55 音楽・音声著作権、同著作隣接権の使用許諾サービス」 ×著作権の譲渡などの対価として支払われる原稿料収入、印税（ロイヤリティ）収入 ⇒ 「18-09 著述・芸術作品の制作サービス」 ×商品化に伴う著述・芸術作品に係る著作権の使用許諾サービス ⇒ 「20-01 商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス」 ×著作権管理事業者が行う著作権等管理サービス ⇒ 「18-21 著作権等管理サービス、知的財産権等の取引サービス」
事業者向けコンサルティング	18-11	経営コンサルティングなど、主として事業者に対して、課題に対する解決策の提案や助言、当該解決策の実行の支援などを行うサービス 【内容例示】 ○経営コンサルティング、戦略コンサルティング、業務コンサルティング、組織・人事コンサルティング、ITコンサルティング、広報に係るコンサルティング ×システムインテグレーション ⇒ 「17-15 ソフトウェアの受注制作サービス（組込みソフトウェアを除く）（元請）」、 「17-16 ソフトウェアの受注制作サービス（組込みソフトウェアを除く）（下請）」 ×科学技術コンサルティング ⇒ 「18-03 科学技術研究向け試験・分析サービス（科学技術コンサルティングを含む）」 ×建設コンサルタントサービス、補償コンサルタントサービス ⇒ 「18-39 その他の土木・建築サービス（国内（官公庁）向け）」、 「18-40 その他の土木・建築サービス（国内（民間）向け）」、 「18-41 その他の土木・建築サービス（国外向け）」  注：当該解決策を実行するサービスは、その実行するサービスの内容の分類に含まれます。
フランチャイズ運営サービス（関連する商標の使用許諾サービスを含む）	18-12	ロイヤリティ等を対価として、フランチャイザーがフランチャイジーに提供する商標の使用、ノウハウの利用、経営指導等のサービス 【内容例示】 ×著作権管理事業者が行う著作権等管理サービス ⇒ 「18-21 著作権等管理サービス、知的財産権等の取引サービス」
持株会社関連サービス		
持株会社によるグループ運営サービス	18-13	持株会社がグループ運営のために子会社等から対価を得て提供する経営指導、業務受託等のサービス 【内容例示】 ○グループ運営収入、経営管理料、経営指導料、業務受託料 ×子会社等からの受取配当金 ⇒ 「18-14 持株会社の子会社等からの受取配当金収入」 ×不動産賃貸料収入 ⇒ 「07-09 非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）」 (07-09以外の不動産賃貸料収入は【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑦不動産事業の収入」に該当) ×会議室・ホール等賃貸サービス（時間又は日数単位で賃貸するもの） ⇒ 「07-10 収納スペース・会議室等賃貸サービス」
持株会社の子会社等からの受取配当金収入	18-14	持株会社が経営権を取得した子会社等の事業活動を支配するために保有する当該子会社等の株式に係る受取配当金による収益

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
信用調査サービス		
信用調査サービス（事業者からの依頼によるもの）	18-15	事業者からの依頼による信用調査サービス 【内容例示】 ○事業者からの依頼による他の事業者の信用調査サービス、採用応募者の信用調査サービス
信用調査サービス（一般消費者からの依頼によるもの）	18-16	一般消費者からの依頼による信用調査サービス 【内容例示】 ○一般消費者からの依頼による調査対象者の信用調査、人探しを行うサービス
翻訳・通訳・通訳案内サービス	18-17	翻訳、ネイティブチェック、点字翻訳及び通訳、同時通訳、通訳案内、手話通訳などを行うサービス 【内容例示】 ×労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づく通訳者や通訳案内士などの派遣 ⇒ 「19-18 労働者派遣サービス」
不動産鑑定評価及び不動産評価関連サービス		
不動産鑑定評価及び不動産評価関連サービス（公的土地評価）	18-18	官公庁（国、地方自治体）からの依頼により、地価公示、都道府県地価調査、固定資産税評価及び相続税路線価評価のための土地鑑定評価を行うサービス
不動産鑑定評価及び不動産評価関連サービス（公的土地評価以外）	18-19	不動産鑑定評価及び不動産の価格等調査に関するサービス ※課税の変動率等の調査、市場調査、不動産の利活用の調査、事業に伴う補償等の調査、固定資産の時点修正率等の調査を含みます。
認証・評価サービス	18-20	一定の基準に基づき事業所、企業に対する審査や評価を行うサービス、審査対象が当該基準を満たしている場合、その認証などを行うサービス 【内容例示】 ○国際規格審査、国内規格審査、福祉サービス第三者評価 ×高等教育機関認証評価 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「16 教育、学習支援事業の収入」に該当
著作権等管理サービス、知的財産権等の取引サービス	18-21	著作権等管理事業法で規定する管理委託契約に基づく著作物等の利用の許諾その他の著作権等の管理を行うサービス、知的財産権その他の権利の売買等の仲介や取得及び販売（転売）などを行うサービス 【内容例示】 ×作詞家、作曲家等が保有する音楽・音声著作権の使用を許諾するサービス ⇒ 「17-55 音楽・音声著作権、同著作隣接権の使用許諾サービス」 ×新聞・ニュースに係る著作権の使用を許諾するサービス ⇒ 「17-61 新聞・ニュースに係る著作権の使用許諾サービス」 ×雑誌などの編集された出版物に係る著作権の使用を許諾するサービス ⇒ 「17-70 雑誌・その他の編集出版物に係る著作権の使用許諾サービス」 ×著述家・芸術家又は出版社などが保有する著述・芸術作品に係る著作権の使用を許諾するサービス ⇒ 「18-10 著述・芸術作品に係る著作権の使用許諾サービス」 ×写真に係る著作権の使用を許諾するサービス ⇒ 「18-49 写真に係る著作権の使用許諾サービス」 ×商品化に伴う著作権の使用許諾サービス ⇒ 「20-01 商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス」
その他の専門サービス	18-22	投資助言契約に基づき、投資家に対して不動産の価値又は不動産の価値の分析に基づく投資判断に関して助言を行うサービス（※投資一任契約に基づき、投資家から投資判断や投資に必要な権限を委任され不動産取引を行うサービスを含みます。）、その他の専門サービス 【内容例示】 ○不動産投資顧問会社の資産運用報酬 ×投資信託委託会社の委託者報酬 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「13 金融、保険事業の収入」に該当  ○動産の鑑定サービス ○司会サービス ○海事代理士事務サービス ×船積貨物鑑定サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「12 運輸、郵便事業の収入」に該当

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
広告サービス		
新聞広告サービス		
新聞広告サービス（広告主向け）	18-23	<p>広告主から直接依頼を受けた広告代理店等により提供される、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択などの総合的なサービスのうち、新聞（日刊紙、業界紙など）を広告媒体として行う広告サービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新聞の広告枠を新聞社等と契約し、依頼人のために広告するサービス又は広告枠を販売するサービス</li> <li>×新聞社等における新聞の広告枠の販売収入 ⇒ 「17-58 紙媒体の新聞（広告収入）」、「17-60 新聞電子版（広告収入）」</li> <li>×新聞広告の制作のみを行うサービス ⇒ 「17-71 広告制作サービス（他に分類されるものを除く）」</li> </ul>
新聞広告サービス（広告主以外向け）	18-24	<p>広告主以外から依頼を受けた広告代理店等により提供される、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択などの総合的なサービスのうち、新聞（日刊紙、業界紙など）を広告媒体として行う広告サービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新聞の広告枠を新聞社等と契約し、依頼人のために広告するサービス又は広告枠を販売するサービス</li> <li>×新聞社等における新聞の広告枠の販売収入 ⇒ 「17-58 紙媒体の新聞（広告収入）」、「17-60 新聞電子版（広告収入）」</li> <li>×新聞広告の制作のみを行うサービス ⇒ 「17-71 広告制作サービス（他に分類されるものを除く）」</li> </ul>
雑誌広告サービス		
雑誌広告サービス（広告主向け）	18-25	<p>広告主から直接依頼を受けた広告代理店等により提供される、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択などの総合的なサービスのうち、雑誌（週刊誌、月刊誌、専門誌など）を広告媒体として行う広告サービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○雑誌の広告枠を出版社等と契約し、依頼人のために広告するサービス又は広告枠を販売するサービス</li> <li>×出版社等における雑誌の広告枠の販売収入 ⇒ 「17-63 紙媒体の雑誌（広告収入）」、「17-65 雑誌電子版（広告収入）」</li> <li>×雑誌広告の制作のみを行うサービス ⇒ 「17-71 広告制作サービス（他に分類されるものを除く）」</li> </ul>
雑誌広告サービス（広告主以外向け）	18-26	<p>広告主以外から依頼を受けた広告代理店等により提供される、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択などの総合的なサービスのうち、雑誌（週刊誌、月刊誌、専門誌など）を広告媒体として行う広告サービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○雑誌の広告枠を出版社等と契約し、依頼人のために広告するサービス又は広告枠を販売するサービス</li> <li>×出版社等における雑誌の広告枠の販売収入 ⇒ 「17-63 紙媒体の雑誌（広告収入）」、「17-65 雑誌電子版（広告収入）」</li> <li>×雑誌広告の制作のみを行うサービス ⇒ 「17-71 広告制作サービス（他に分類されるものを除く）」</li> </ul>
テレビ・ラジオ広告サービス		
テレビ・ラジオ広告サービス（広告主向け）	18-27	<p>広告主から直接依頼を受けた広告代理店等により提供される、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択などの総合的なサービスのうち、主としてテレビ（地上波、CS、BS、CATVなど）、ラジオ（AM、FMなど）を広告媒体として行う広告サービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○テレビ、ラジオの広告枠をテレビ局等と契約し、依頼人のために広告するサービス又は広告枠を販売するサービス</li> <li>×テレビ局等におけるテレビの広告枠の販売収入 ⇒ 「17-13 テレビ・ラジオの放送・配信サービス（広告収入）」</li> <li>×ラジオ局等におけるラジオの広告枠の販売収入 ⇒ 「17-13 テレビ・ラジオの放送・配信サービス（広告収入）」</li> <li>×テレビCMの制作のみを行うサービス ⇒ 「17-45 テレビコマーシャル、その他の動画広告・映像の制作サービス」</li> <li>×ラジオCMの制作のみを行うサービス ⇒ 「17-56 その他の音声情報制作サービス」</li> </ul>

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
テレビ・ラジオ広告サービス（続き）		
テレビ・ラジオ広告サービス （広告主以外向け）	18-28	<p>広告主以外から依頼を受けた広告代理店等により提供される、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択などの総合的なサービスのうち、主としてテレビ（地上波、CS、BS、CATVなど）、ラジオ（AM、FMなど）を広告媒体として行う広告サービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○テレビ、ラジオの広告枠をテレビ局等と契約し、依頼人のために広告するサービス又は広告枠を販売するサービス</li> <li>×テレビ局等におけるテレビの広告枠の販売収入 ⇒ 「17-13 テレビ・ラジオの放送・配信サービス（広告収入）」</li> <li>×ラジオ局等におけるラジオの広告枠の販売収入 ⇒ 「17-13 テレビ・ラジオの放送・配信サービス（広告収入）」</li> <li>×テレビCMの制作のみを行うサービス ⇒ 「17-45 テレビコマーシャル、その他の動画広告・映像の制作サービス」</li> <li>×ラジオCMの制作のみを行うサービス ⇒ 「17-56 その他の音声情報制作サービス」</li> </ul>
インターネット広告サービス		
インターネット広告サービス （広告主向け）	18-29	<p>広告主から直接依頼を受けた広告代理店等により提供される、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択などの総合的なサービスのうち、インターネットを広告媒体として行う広告サービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネットの広告枠をポータルサイト運営事業者等と契約し、依頼人のために広告するサービス又は広告枠を販売するサービス</li> <li>×ポータルサイト運営事業者等におけるインターネットの広告枠の販売収入 ⇒ 「17-31 ウェブ情報検索・提供サービス（広告収入）」</li> <li>×インターネット広告の制作のみを行うサービス ⇒ 「17-71 広告制作サービス（他に分類されるものを除く）」</li> </ul>
インターネット広告サービス （広告主以外向け）	18-30	<p>広告主以外から依頼を受けた広告代理店等により提供される、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択などの総合的なサービスのうち、インターネットを広告媒体として行う広告サービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネットの広告枠をポータルサイト運営事業者等と契約し、依頼人のために広告するサービス又は広告枠を販売するサービス</li> <li>×ポータルサイト運営事業者等におけるインターネットの広告枠の販売収入 ⇒ 「17-31 ウェブ情報検索・提供サービス（広告収入）」</li> <li>×インターネット広告の制作のみを行うサービス ⇒ 「17-71 広告制作サービス（他に分類されるものを除く）」</li> </ul>
交通広告サービス		
交通広告サービス（広告主向け）	18-31	<p>広告主から直接依頼を受けた広告代理店等により提供される、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択などの総合的なサービスのうち、鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶などの旅客乗物及び駅、空港などの交通機関の施設を利用して行う広告サービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○交通機関の施設の広告枠を交通機関等と契約し、依頼人のために広告するサービス又は広告枠を販売するサービス</li> <li>×交通機関等における交通機関の施設の広告枠の販売収入 ⇒ 【サービス収入の内訳対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当</li> <li>×交通広告の制作のみを行うサービス ⇒ 「17-71 広告制作サービス（他に分類されるものを除く）」</li> </ul>
交通広告サービス（広告主以外向け）	18-32	<p>広告主以外から依頼を受けた広告代理店等により提供される、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択などの総合的なサービスのうち、鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶などの旅客乗物及び駅、空港などの交通機関の施設を利用して行う広告サービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○交通機関の施設の広告枠を交通機関等と契約し、依頼人のために広告するサービス又は広告枠を販売するサービス</li> <li>×交通機関等における交通機関の施設の広告枠の販売収入 ⇒ 【サービス収入の内訳対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当</li> <li>×交通広告の制作のみを行うサービス ⇒ 「17-71 広告制作サービス（他に分類されるものを除く）」</li> </ul>

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
プロモーションメディア広告サービス（交通広告を除く）		
プロモーションメディア広告サービス（交通広告を除く）（広告主向け）	18-33	<p>広告主から直接依頼を受けた広告代理店等により提供される、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択などの総合的なサービスのうち、他に分類されないもの</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○屋外広告サービス（交通広告サービスを除く）、折込広告・折込チラシ広告サービス、フリーペーパー・フリーマガジン広告サービス、ダイレクトメール広告サービス、セールスプロモーション（SP）サービス、イベントプロモーションサービス、パブリックリレーションズ（PR）サービス、電話帳広告、映画館広告、浴場広告</li> <li>×屋外広告枠提供事業者における屋外広告枠の販売収入 ⇒ 「07-19 屋外広告スペース提供サービス」</li> <li>×出版社等が発行するフリーペーパー・フリーマガジンの広告収入 ⇒ 「17-69 その他の出版物（広告収入）」</li> <li>×広告の制作のみを行うサービス ⇒ 「17-71 広告制作サービス（他に分類されるものを除く）」</li> <li>×郵送又はポスティングのみを行うサービス ⇒ 「19-28 販促物配布サービス」</li> <li>×折込作業のみを行うサービス ⇒ 「19-30 その他の事業者向けサービス」</li> </ul>
プロモーションメディア広告サービス（交通広告を除く）（広告主以外向け）	18-34	<p>広告主以外から依頼を受けた広告代理店等により提供される、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択などの総合的なサービスのうち、他に分類されないもの</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○屋外広告サービス（交通広告サービスを除く）、折込広告・折込チラシ広告サービス、フリーペーパー・フリーマガジン広告サービス、ダイレクトメール広告サービス、セールスプロモーション（SP）サービス、イベントプロモーションサービス、パブリックリレーションズ（PR）サービス、電話帳広告、映画館広告、浴場広告</li> <li>×屋外広告枠提供事業者における屋外広告枠の販売収入 ⇒ 「07-19 屋外広告スペース提供サービス」</li> <li>×出版社等が発行するフリーペーパー・フリーマガジンの広告収入 ⇒ 「17-69 その他の出版物（広告収入）」</li> <li>×広告の制作のみを行うサービス ⇒ 「17-71 広告制作サービス（他に分類されるものを除く）」</li> <li>×郵送又はポスティングのみを行うサービス ⇒ 「19-28 販促物配布サービス」</li> <li>×折込作業のみを行うサービス ⇒ 「19-30 その他の事業者向けサービス」</li> </ul>
技術サービス		
獣医サービス		
獣医サービス（産業動物向け）	18-35	獣医が産業動物への検査、診断、治療及び保健管理を行うサービス
獣医サービス（ペット向け）	18-36	獣医がペットへの検査、診断、治療及び保健管理を行うサービス
土木・建築サービス		
建築設計及び建築設計関連サービス	18-37	建築設計（意匠設計、構造設計、設備設計、景観設計）、工事監理及び関連するコンサルティングや建築積算に関するサービス
地図・地理情報の作成・提供サービス	18-38	<p>既存の公共測量等の成果又は自ら実地調査を行って得た情報等を活用して地図・地理情報を作成し、提供するサービス</p> <p>※他社からの受託により地図を作成するサービスを含みます。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ハザードマップ提供サービス</li> <li>×位置情報を活用したゲーム ⇒ 「17-24 ゲームソフトウェア（配信用）」</li> <li>×測量サービスに該当する地図・図面の作成 ⇒ 「18-39 その他の土木・建築サービス（国内（官公庁）向け）」、「18-40 その他の土木・建築サービス（国内（民間）向け）」、「18-41 その他の土木・建築サービス（国外向け）」</li> </ul>

⑱ 学術研究、専門・技術サービス

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
土木・建築サービス（続き）		
その他の土木・建築サービス（国内（官公庁）向け）	18-39	国内の官公庁（国、地方自治体等）からの依頼により、社会資本整備（河川・砂防、港湾・空港、電力土木、道路、鉄道、上下水道、農業土木、都市計画など）に係る設計、工事監理、プロジェクトマネジメント、測量（地図・図面作成を含む。）及び地質、土質、基礎地盤、地下水などの地下の不可視部分について、地表地質踏査、物理探査、ボーリング、各種計測・試験などの手法を用いて調査するサービス 【内容例示】 ×土地家屋調査士による登記を目的とした測量 ⇒ 「18-05 法務・会計サービス（事業者向け）」 ×建設工事（土木工事や河川工事を含む。） ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑥建設事業の収入（完成工事高）」に該当
その他の土木・建築サービス（国内（民間）向け）	18-40	国内の民間事業者又は一般消費者からの依頼により、社会資本整備（河川・砂防、港湾・空港、電力土木、道路、鉄道、上下水道、農業土木、都市計画など）に係る設計、工事監理、プロジェクトマネジメント、測量（地図・図面作成を含む。）及び地質、土質、基礎地盤、地下水などの地下の不可視部分について、地表地質踏査、物理探査、ボーリング、各種計測・試験などの手法を用いて調査するサービス 【内容例示】 ×土地家屋調査士による登記を目的とした測量 ⇒ 「18-04 法務・会計サービス（一般消費者向け）」、「18-05 法務・会計サービス（事業者向け）」 ×建設工事（土木工事や河川工事を含む。） ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑥建設事業の収入（完成工事高）」に該当
その他の土木・建築サービス（国外向け）	18-41	国外の官公庁、民間事業者又は一般消費者からの依頼により、社会資本整備（河川・砂防、港湾・空港、電力土木、道路、鉄道、上下水道、農業土木、都市計画など）に係る設計、工事監理、プロジェクトマネジメント、測量（地図・図面作成を含む。）及び地質、土質、基礎地盤、地下水などの地下の不可視部分について、地表地質踏査、物理探査、ボーリング、各種計測・試験などの手法を用いて調査するサービス 【内容例示】 ×土地家屋調査士による登記を目的とした測量 ⇒ 「18-06 法務・会計サービス（海外向け）」 ×建設工事（土木工事や河川工事を含む。） ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑥建設事業の収入（完成工事高）」に該当
機械設計サービス	18-42	機械の設計、製図作成の技術サービス ※テクニカルイラストサービス、トレースサービスを含みます。
商品検査・非破壊検査サービス（食品検査を除く）	18-43	食品以外の商品の検査、検定、品質管理を行うサービス、大型の構造物、設備及び装置又はボイラ等の使用中の安全確保のため、構造物、設備を破壊せずに検査するサービス 【内容例示】 ×食料品検査 ⇒ 「18-44 食料品検査サービス」
食料品検査サービス	18-44	食料品検査サービス 【内容例示】 ○食品衛生法に基づく食品検査 ⇒ 第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑩医療、福祉事業の収入」に含めて回答してください。 ○上記以外の食品検査 ⇒ 第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に含めて回答してください。
計量証明サービス		
計量証明サービス（環境計量証明サービスを除く）	18-45	環境計量証明サービス以外の計量証明サービス 【内容例示】 ○貨物の質量、体積、長さ、面積、熱量等を計量し、証明するサービス ○金属・鉱物の分析、貨物以外の質量証明、環境以外の濃度計量証明
環境計量証明サービス	18-46	大気中の物質の濃度、排水に含まれる物質の濃度、土壌中の物質の濃度、騒音・振動、有害な業務として指定された作業場における空気中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度、多数の者が使用・利用する施設内の空気のサンプリング及び飲料水の性質などを計量し、証明するサービス

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
写真撮影サービス		
写真撮影サービス（商業写真撮影サービスを除く）	18-47	商業写真撮影以外の写真撮影又はそのデジタル画像を作成するサービス、写真撮影に附随する写真又はデジタル画像のプリント・現像・焼付及び動画撮影サービス 【内容例示】 ○学校行事の写真撮影サービス ○結婚式、披露宴の写真撮影サービス ○証明写真撮影サービス ○こども写真撮影、家族写真撮影サービス
商業写真撮影サービス	18-48	広告、マーケティング、広報、説明用資料、教材、出版物等に掲載する写真の写真撮影又はそのデジタル画像を作成するサービス、写真撮影に附随する写真又はデジタル画像のプリント・現像・焼付及び動画撮影サービス
写真に係る著作権の使用許諾サービス	18-49	写真に係る著作権の使用を許諾するサービス 【内容例示】 ×商品化に伴う写真に係る著作権の使用許諾サービス ⇒ 「20-01 商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス」 ×著作権管理事業者が行う著作権等管理サービス ⇒ 「18-21 著作権等管理サービス、知的財産権等の取引サービス」
プラントエンジニアリングサービス		
プラントエンジニアリングサービス（国内向け）	18-50	国内の事業者等から、石油精製、化学、製鉄、発電等の製造設備の企画、設計、調査、施工、施工管理を一括して請け負うサービス 【内容例示】 ×プラント施設の設備の補修工事のみを行うサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑥建設事業の収入（完成工事高）」に該当
プラントエンジニアリングサービス（国外向け）	18-51	国外の事業者等から、石油精製、化学、製鉄、発電等の製造設備の企画、設計、調査、施工、施工管理を一括して請け負うサービス 【内容例示】 ×プラント施設の設備の補修工事のみを行うサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑥建設事業の収入（完成工事高）」に該当
プラントメンテナンスサービス	18-52	石油精製、化学、製鉄、発電等の装置、工作物その他の機械類の複合体の性能を維持・改善することを目的とした設備管理、保全、整備、改善などの技術サービス 【内容例示】 ×プラント施設内の機械器具の保守・修理のみを行うサービス ⇒ 「19-05 産業機械の保守・修理サービス」、 「19-12 その他の産業用機械器具の保守・修理サービス」
その他の技術サービス	18-53	その他の技術サービス 【内容例示】 ○農業普及指導センターが行う技術・経営指導サービス ○電気保安協会等が行う電気保安サービス ○ガス事業者より委託を受けて行うガス保安サービス

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
廃棄物処理サービス		
廃棄物処理サービス（一般廃棄物処理）	19-01	一般廃棄物の収集運搬、処分及び浄化槽の清掃、保守点検を行うサービス ※し尿の収集運搬、処分を含みます。また、死亡獣畜取扱場が行う一般廃棄物の収集運搬、処分も含みます。 【内容例示】 ○道路の除草（土木工事を伴わないもの）
廃棄物処理サービス（一般廃棄物処理以外）	19-02	産業廃棄物の収集運搬、処分を行うサービス ※放射性廃棄物処理サービスを含みます。
自動車整備サービス		
自動車整備サービス（事業者向け）	19-03	事業者の依頼を受けて行う自動車整備（車検代行、部品の交換・取付、故障修理、洗車等）サービス ※メーカーなどから請け負う無償修理などのリコール対応及び整備に伴う部品の売上を含みます。 【内容例示】 ×部品等の販売（工賃が発生しないもの） ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑤小売の商品販売額」に該当
自動車整備サービス（一般消費者向け）	19-04	一般消費者の依頼を受けて行う自動車整備（車検代行、部品の交換・取付、故障修理、洗車等）サービス ※整備に伴う部品の売上を含みます。 【内容例示】 ×部品等の販売（工賃が発生しないもの） ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑤小売の商品販売額」に該当
保守・修理サービス（衣服の保守・修理を除く）		
産業用機械器具の保守・修理サービス		
産業機械の保守・修理サービス	19-05	産業機械を保守又は修理するサービス 【内容例示】 ○自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鋳造機械、金型、半導体製造用機械
工作機械の保守・修理サービス	19-06	工作機械を保守又は修理するサービス 【内容例示】 ○旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機（数値制御（NC）付きを含む。）
土木・建設機械の保守・修理サービス	19-07	土木・建設機械及び建設資材を保守又は修理するサービス 【内容例示】 ○掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締固め機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン（自走式を含む。）、建設工用各種作業船、仮設用機材（工事用エレベーターを含む。）、建設用足場資材、鋼矢板
医療用機器の保守・修理サービス	19-08	医療用機器を保守又は修理するサービス 【内容例示】 ○診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器、医療用計測器
商業用機械・設備の保守・修理サービス	19-09	商業用機械・設備を保守又は修理するサービス 【内容例示】 ○業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍（蔵）庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品
通信機器・同関連機器の保守・修理サービス	19-10	通信機器・関連機器を保守又は修理するサービス 【内容例示】 ○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置 ×家庭用電気機械器具の保守・修理サービス ⇒ 「19-16 その他の物品の保守・修理サービス」

⑨ 上記以外のサービス

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
産業用機械器具の保守・修理サービス（続き）		
サービス業用機械・設備の保守・修理サービス	19-11	サービス業用機械・設備を保守又は修理するサービス 【内容例示】 ○業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備（ボウリング装置など）、娯楽機械（パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など）、カラオケ機器（業務用）、娯楽機器用両替機
その他の産業用機械器具の保守・修理サービス	19-12	その他の産業用機械器具の保守・修理及び産業用設備の洗浄サービス 【内容例示】 ○ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機、エレベーター、物流運搬設備、発電機（業務用）、空調設備（業務用）、照明機器（業務用）、音響機材（業務用）、産業用車両（フォークリフトなど）、荷役運搬機器車両（コンテナ、パレットなどを含む。）、半導体の検査機器、農業用機械器具
事務用機械器具の保守・修理サービス		
電子計算機・関連機器の保守・修理サービス	19-13	電子計算機・関連機器を保守又は修理するサービス 【内容例示】 ○電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機付属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM（コンピュータ設計・製造システム）
事務用機器の保守・修理サービス	19-14	事務用機器を保守又は修理するサービス 【内容例示】 ○コピー機、レジスター、会計機械、タイムレコーダー、あて名印刷機、オフセット印刷機（B3判未満）、エアシューター（気送管）、シュレッダー、事務用什器・備品
スポーツ・娯楽用品の保守・修理サービス		
スポーツ・娯楽用品の保守・修理サービス	19-15	スポーツ・娯楽用品を保守又は修理するサービス 【内容例示】 ○スポーツ用品、自転車、運動会用具、ヨット、モーターボート、ボート ○娯楽用品、娯楽用テント、楽器
その他の物品の保守・修理サービス		
その他の物品の保守・修理サービス	19-16	その他の物品の保守・修理サービス 【内容例示】 ○テレビ・映画・演劇の撮影・上映・上演に用いる道具、機材 ○家庭用電気機械器具 ○家具、表具、家庭用品、装飾品 ○履物、時計、貴金属・宝石製品 ○絵画、工芸品など有形文化財 ×衣服の保守・修理サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「15生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当
職業紹介・労働者派遣サービス		
職業紹介サービス	19-17	職業安定法に基づく職業を紹介するサービス ※家政婦紹介サービスを含みます。 【内容例示】 ○シルバー人材センターにおける職業紹介サービス
労働者派遣サービス	19-18	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律及び船員職業安定法に基づき、派遣するために雇用した労働者を、派遣先事業所からその業務の遂行等に関する指揮命令を受けてその事業所のための労働に従事させるサービス 【内容例示】 ○シルバー人材センターにおける労働者派遣サービス
その他の事業者向けサービス		
速記・筆耕・複写サービス	19-19	速記・筆耕サービス、各種の複写機器を用いて複写加工を行い各種の複写物（プリンターでの印刷を含む。）を制作するサービス 【内容例示】 ○速記、ワープロ入力、あて名書、筆耕、テープ起こし ○スキャニング、電子ファイリング、セルフコピー、セルフプリント、DVDのコピー

①9 上記以外のサービス

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
建物維持管理サービス		
ビルメンテナンスサービス	19-20	<p>オフィスビル、商業施設、宿泊施設、工場、マンションなどの建物を対象として清掃、保守、機器の運転を一括して請け負うサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ビルやマンションの駐車場など敷地内の除草（清掃・保守などを一括して請け負う場合）</li> <li>×不動産賃貸の経營業務、不動産の保全業務等の管理を一括して行うサービス ⇒ 「07-15 住宅管理サービス（賃貸住宅以外）」、「07-16 住宅管理サービス（賃貸住宅）」、「07-17 非住宅用建物管理サービス」</li> </ul>
その他の建物維持管理サービス	19-21	<p>その他の建物維持管理サービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○マンション、アパート等の共用部分、住宅以外の建築物の内部及び外部の清掃</li> <li>○電気通信設備、空調、消防設備、エレベーター等の設備の管理や建築物の敷地、構造、建築設備等の点検・検査</li> <li>○居住用及び非居住用建物の空気環境管理、給水・排水管理</li> <li>○空気調和装置・空調用ダクト・貯水槽・排水槽・湧水槽・排水管の清掃</li> <li>○ビルやマンションの駐車場など敷地内の除草（清掃のみを請け負う場合）</li> <li>×オフィスビル、商業施設、宿泊施設、工場、マンションなどの建物を対象として清掃、保守、機器の運転を一括して請け負うサービス ⇒ 「19-20 ビルメンテナンスサービス」</li> <li>×浄化槽清掃 ⇒ 「19-01 廃棄物処理サービス（一般廃棄物処理）」</li> <li>×空気環境測定及び水質検査 ⇒ 「18-46 環境計量証明サービス」</li> </ul>
警備サービス		
機械警備サービス	19-22	警備業務用機械装置を用いて、事務所や住宅、興行場等の警備業務対象施設における盗難等の事故の発生を警戒し、防止するサービス
常駐警備サービス	19-23	警備員を派遣し、常駐体制で立哨、巡回、出入管理等の警備業務を行うサービス ※交通誘導、雑踏警備、身辺警備を含みます。
警備輸送サービス	19-24	運搬中の現金、貴金属、美術品等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止するサービス
その他の事業者向けサービス		
イベント企画・運営等サービス	19-25	<p>販売促進、教育啓もう、情報伝達等を目的とした各種イベント（会議や展示会、博覧会等）に係る企画、設営、運営等を一貫して請け負うサービス</p> <p>※商業施設や文化施設、イベントなどの展示等に係る調査、企画、設計、展示、構成、製作、施工監理を一貫して請け負い、これらの施設の内装、外装、展示装置、機械設備（音響、映像等）等を総合的に構成演出するサービスを含みます。</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>×結婚式サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当</li> <li>×結婚式場紹介・結婚式プロデュースサービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑤生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当</li> <li>×ディスプレイのデザインのみを行うサービス ⇒ 「18-07 デザイン制作サービス」</li> <li>×司会のみを行うサービス ⇒ 「18-22 その他の専門サービス」</li> <li>×非住宅に関する建築設計、工事監理・関連するコンサルティングや建築積算に関するサービス ⇒ 「18-37 建築設計及び建築設計関連サービス」</li> </ul>
コールセンターサービス	19-26	<p>顧客や消費者に対し架電により商品販売やアフターフォローなどを行うサービス、顧客や消費者からの電話による問合せや商品購入申込み、資料請求などの対応を行うサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>×市場調査・世論調査・社会調査サービス ⇒ 「17-29 市場調査・世論調査・社会調査サービス」</li> </ul>
ペストコントロールサービス	19-27	<p>主として人間にとって有害な生物等（害獣・害虫、細菌、ウイルス）の防除・駆除・消毒を行うサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○船内くんじょう、物品消毒、電話機消毒</li> <li>×建築物清掃サービス ⇒ 「19-21 その他の建物維持管理サービス」</li> <li>×農作業の一貫として行う農薬散布、公園の植栽・花壇の手入れや林業を営む上での害獣・害虫の防除・駆除・消毒 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「①農業、林業、漁業の収入」に該当</li> </ul>

①9 上記以外のサービス

「分類番号」の上2桁は、調査票第1面「11 事業別売上（収入）金額」における事業別内訳の番号に対応しています。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
その他の事業者向けサービス（続き）		
販促物配布サービス	19-28	<p>広告代理店や広告主等から依頼を受けて、チラシやポケットティッシュ、商品サンプル、小冊子等の配布、ダイレクトメール、カタログ等を郵送、Eメール、FAXなどにより発送するサービス</p> <p>※宛名印字、封入封緘、シーリング、発送等を一貫して請け負うサービスを含みます。</p> <p>【内容例示】</p> <p>×ダイレクトメール広告の企画、制作、実施、検証等を総合的に行うサービス ⇒ 「18-33 プロモーションメディア広告サービス（交通広告を除く）（広告主向け）」、「18-34 プロモーションメディア広告サービス（交通広告を除く）（広告主以外向け）」</p>
ポイントカードシステム運営サービス	19-29	<p>事業者からの依頼を受けて、ポイント・顧客情報の管理、会員ランクの設定等のポイントカードシステムの運営を行うサービス</p> <p>※トレーディングスタンプシステムを運営するサービスを含みます。</p> <p>【内容例示】</p> <p>×資金決済に関する法律に規定する前払式支払手段にあたるポイントに係るシステムの運営サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑬金融、保険事業の収入」に該当</p>
その他の事業者向けサービス	19-30	<p>その他の事業者向けサービス</p> <p>【内容例示】</p> <p>○看板書き、新聞切抜、パンケットサービス、温泉供給、はく（箔）押し（印刷物以外のものに行うもの）、総務事務代行、経理代行、営業代行、自家用自動車管理サービス、リース業代理サービス、折込広告・折込チラシ広告の折込作業</p> <p>○切手・印紙・ハガキ・商品券・プリペイドカード等の販売を受託し、手数料収入を得るサービス</p>
各種団体・組合における賦課金・会費収入		
各種団体・組合における賦課金・会費収入	19-31	<p>各種経済、労働、学術・文化団体及び協同組合における経営指導、情報提供サービス</p> <p>【内容例示】</p> <p>○協同組合の組合員に対する賦課金</p> <p>○入会金、会費（会員に対し一切の情報提供を行っていない場合は「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」に該当する。）</p> <p>×寄付金、補助金、運営費交付金 ⇒ 「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」</p> <p>×観光協会の会費 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑫運輸、郵便事業の収入」に該当</p> <p>×土地改良区の賦課金 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「①農業、林業、漁業の収入」に該当</p>
その他のサービス		
集会場賃貸サービス	19-32	<p>式典や講演会などに用いられる部屋やスペースを時間又は日数単位で賃貸するサービス</p> <p>【内容例示】</p> <p>○多目的ホール、商品展示所、集会場</p> <p>×劇場、集会場、ホール等（月又は年単位で賃貸するサービス） ⇒ 「07-09 非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）」</p> <p>×劇場式ホール（時間又は日数単位で賃貸するサービス） ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当</p> <p>×スポーツ施設 ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当</p>
その他のサービス	19-33	<p>その他のサービス</p> <p>【内容例示】</p> <p>○卸売市場の市場使用料</p> <p>○と畜解体サービス</p>

⑰ 上記以外のサービス

以下の「分類番号」は、事業別内訳の番号①～⑯のいずれかに特定できないサービスのため、上2桁を「20」としています。  
29～30 ページの「記入例」を参照してください。

サービスの種類	分類番号	内容例示等
商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス		
商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス	20-01	<p>商標権の使用を許諾するサービス（フランチャイザーがフランチャイジーに提供する商標権の使用許諾を除く。）、 法令により保護された映画作品等のキャラクター、演芸・スポーツ等興行団のマークやマスコット等を使用して商品化する権利を許諾するサービス</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○映画作品のキャラクターの使用許諾、映画音楽（サウンドトラック盤）の作成許諾、映画に関する書籍の出版許諾</li> <li>○商品化に伴う映像著作権、音楽・音声著作物の著作権・著作隣接権、著述・芸術作品の著作権、写真の著作権又は商標権の使用許諾</li> <li>×商標権の使用がフランチャイズ運営サービスの対価としてのロイヤリティ等と不可分である場合 ⇒ 「18-12 フランチャイズ運営サービス（関連する商標の使用許諾サービスを含む）」</li> <li>×商品化権の使用許諾サービスがスポンサーシップ契約に含まれ区分できないもの ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上（収入）金額」欄は、それを得た事業活動の区分に含めて回答してください。</li> <li>×著作権管理事業者が行う著作権等管理サービス ⇒ 「18-21 著作権等管理サービス、知的財産権等の取引サービス」</li> </ul>
寄付金、補助金、運営費交付金等		
寄付金、補助金、運営費交付金等	20-03	<p>寄付金、補助金、助成金、運営費交付金など事業活動によって得た収入以外の収入</p> <p>【内容例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○会社以外の法人の受取利息・配当金収入</li> </ul> <p>注：会社の場合、給付金、補助金などの営業外収益は「売上（収入）金額」に含めませんので、「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」の記入は不要です。</p>

特定の事業に限定されないサービス

## 「18-44 食料品検査サービス」の記入例

### ○「18-44 食料品検査サービス」の記入例

ア 食品衛生法に基づく食品検査	・・・	2億0000万円	(⑩医療、福祉事業の収入)
イ 上記以外の食品検査	・・・	8000万円	(⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入)
ア・イの合計		2億8000万円	

(1) 調査票第1面の10欄「①売上(収入)金額」は、上記のア・イの合計金額となります。

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上(収入)金額				2	8	0	0	0	0,000

(2) 調査票第1面の11欄「事業別売上(収入)金額」は、上記(1)の事業別の内訳になります。  
食料品検査サービスは、食品衛生法に基づく食品検査かそれ以外の食品検査かによって、記入する事業活動の区分が異なります。

ここでは、アは「食品衛生法に基づく食料品検査」のため、「⑩医療、福祉事業の収入」の「売上(収入)金額」に含めて記入します。イは「食品衛生法に基づかない食料品検査」のため、「⑱学術研究、専門・技術サービス事業の収入」の「売上(収入)金額」に含めて記入します。

事業別内訳	売上(収入)金額									又は割合(%)		
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円			
① 農業、林業、漁業の収入									0,000	右欄に割合を記入してください		
⑩ 医療、福祉事業の収入				ア	2	0	0	0	0,000			
⑪ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入									0,000			
⑫ 運輸、郵便事業の収入									0,000			
⑬ 金融、保険事業の収入									0,000			
⑭ 宿泊事業の収入									0,000			
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入									0,000			
⑯ 教育、学習支援事業の収入									0,000			
⑰ 情報通信事業の収入									0,000			
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入				イ	8	0	0	0	0,000			

(3) 調査票第2面の17欄「サービス収入の内訳」は上記(2)のうちサービスの事業内容ごとの内訳となります。  
この例においては、ア・イの合計金額を「18-44 食料品検査サービス」として、「売上(収入)金額」を記入します。

分類番号	サービスの種類	売上(収入)金額									又は割合(%)		
		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円			
①	18-44 食料品検査サービス				ア+イ	2	8	0	0	0,000			
②									0,000				

## 「特定の事業に限定されないサービス」の記入例

○「20-01 商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス」の記入例

ア スマートフォン用のゲームソフトウェア	1億2000万円（⑰情報通信事業の収入）
イ ゲームキャラクターの商品化権の販売収入	500万円（⑰情報通信事業の収入）
ウ 1階のテナントからの賃貸収入	1200万円（⑦不動産事業の収入）
ア～ウの合計	1億3700万円

(1) 調査票第1面の10欄「①売上（収入）金額」は、商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービスを含めた、上記のア～ウの合計金額となります。

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上（収入）金額				1	3	7	0	0	0,000

(2) 調査票第1面の11欄「事業別売上（収入）金額」は、上記（1）の事業別の内訳になります。  
 商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービスの収入は、それを得た事業活動の区分に従って、各事業の「売上（収入）金額」に含めて記入してください。  
 ここでは、イは「情報通信事業」の事業活動について得た商品化権の販売収入であるため、「⑰情報通信事業の収入」の「売上（収入）金額」に含めて記入します。

事業別内訳	売上（収入）金額									又は割合(%)
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
① 農業、林業、漁業の収入									0,000	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000	
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額									0,000	
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）									0,000	
⑤ 小売の商品販売額									0,000	
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）									0,000	
⑦ 不動産事業の収入				ウ	1	2	0	0	0,000	
⑧ 物品賃貸事業の収入									0,000	
⑯ 教育、学習支援事業の収入									0,000	
⑰ 情報通信事業の収入				ア+イ	1	2	5	0	0,000	
⑱ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入									0,000	
⑲ 上記以外のサービス事業の収入									0,000	

(3) 調査票第2面の17欄「サービス収入の内訳」は上記（2）のうちサービスの事業内容ごとの内訳となります。  
 商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービスについては、特定の事業（この例においては「17-24 ゲームソフトウェア（配信用）」）に含めず、「20-01 商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス」として、「売上（収入）金額」を記入します。

分類番号	サービスの種類	売上（収入）金額									又は割合(%)
		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
① 17-24	ゲームソフトウェア（配信用）				ア	1	2	0	0	0,000	
② 07-09	非住宅用建物賃貸サービス（収納スペース賃貸サービス、会議室・ホール等賃貸サービスを除く）				ウ	1	2	0	0	0,000	
③ 20-01	商標（フランチャイズに関連するものを除く）・商品化権の使用許諾サービス				イ		5	0	0	0,000	

## 「特定の事業に限定されないサービス」の記入例

### ○「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」の記入例

ア	協同組合におけるにおける賦課金・会費収入（寄付金、補助金、運営費交付金等の収入を除く） .....	3億5000万円（⑱上記以外のサービス事業の収入）
イ	寄付金収入 .....	300万円（⑱上記以外のサービス事業の収入）
ウ	補助金収入 .....	8500万円（⑱上記以外のサービス事業の収入）
ア～ウの合計		4億3800万円

(1) 調査票第1面の10欄「①売上（収入）金額」は、寄付金、補助金、運営費交付金等を含めた、上記のア～ウの合計金額となります。

	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
① 売上（収入）金額				4	3	8	0	0	0,000

(2) 調査票第1面の11欄「事業別売上（収入）金額」は、上記（1）の事業別の内訳になります。  
 寄付金、補助金、運営費交付金等の収入は、それを得た事業活動の区分に従って、各事業の「売上（収入）金額」に含めて記入してください。  
 ここでは、イ及びウは「上記以外のサービス」の事業活動について得た寄付金、補助金であるため、「⑱上記以外のサービス事業の収入」の「売上（収入）金額」に含めて記入します。

事業別内訳	売上（収入）金額									又は割合(%)			
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円				
① 農業、林業、漁業の収入									0,000	金額で記入できない			
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0,000				
③ 製造品の出荷額・加工賃収入額									0,000				
④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）									0,000				
⑤ 小売の商品販売額									0,000				
⑥ 建設事業の収入（完成工事高）									0,000				
⑦ 不動産事業の収入									0,000				
⑱ 上記以外のサービス事業の収入									0,000	してください。			
⑮ 生活関連サービス、娯楽事業の収入									0,000				
⑯ 教育、学習支援事業の収入									0,000				
⑰ 情報通信事業の収入									0,000				
⑰ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入									0,000				
⑱ ア+イ+ウ				4	3	8	0	0	0,000				

(3) 調査票第2面の17欄「サービス収入の内訳」は上記（2）のうちサービスの事業内容ごとの内訳となります。  
 寄付金、補助金、運営費交付金等については、特定の事業（この例においては「19-31 各種団体・組合における賦課金・会費収入」）に含めず、「20-03 寄付金、補助金、運営費交付金等」として、「売上（収入）金額」を記入します。

分類番号	サービスの種類	売上（収入）金額									又は割合(%)		
		千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円			
① 19-31	各種団体・組合における賦課金・会費収入									3,500,000			
② 20-03	寄付金、補助金、運営費交付金等									880,000			